

第2章 清掃事業の沿革

第2章 清掃事業の沿革

年 度	月	日	沿 革
大正			・ 私人により、西片貝町地内に煉瓦造自然通風式の焼却炉(8t)が作られる。
13			・ 当時は紙、金属等の有価物は選別回収し、残りを焼却する方式だった
昭和			・ 市の掃除監督員の指導のもと、民間業者が馬車で運搬し焼却していたが、大部分は湖沼等へ埋め立てられていた。
戦前			
昭和			・ 旧市域の一部を対象に、月1回可燃ごみを収集
22頃			
25	9月	1日	・ 勢多郡桂萱村字亀泉(現亀泉町)に岩本式自然通風固定炉(20t/8H)を建設し、ごみの焼却処理を開始
29	7月	1日	・ 清掃法施行 ・ 町村合併による市域拡大、人口増加 ・ し尿処理委員会を設置し、計画収集体制、し尿汲取料金体系を整備
30	4月	1日	・ 前橋市清掃条例施行 ・ 清掃法第15条に基づき汚物取扱業28名を許可し、全市域のし尿収集を開始
34	6月	1日	・ 旧市域の一部を対象に、可燃ごみの収集を開始(1週2回) ・ し尿消化槽を建設(処理能力91k1/日×1基、昭和33/34年度事業)
37	12月	24日	・ 亀泉清掃工場に三和動熱式逆送自動機械炉(20t/8H×2基)を建設(昭和36/37年度事業)
	1月	1日	・ 機構改革に伴い社会部衛生課を衛生課と清掃課に分離
38	6月		・ 亀泉埋立地の埋立開始(12,261㎡、昭和47年6月埋立終了)
41			・ 可燃ごみの収集を袋詰・ステーション持ち出し方式に切り替え、全市域で直営により開始
	3月	31日	・ 西部清掃事務所完成
42			・ 南部清掃事務所完成 ・ 六供町下水処理場に処理能力54k1/日のし尿消化槽を増設
43	4月	1日	・ し尿収集汚物取扱業者を6業者に統合し、担当地区を指定
	1月		・ 不燃ごみの収集を全市域で民間委託により開始(月2回収集)
44	10月	31日	・ 防疫事務所(消毒業務)完成
46	4月	1日	・ 可燃ごみ収集の民間委託を開始(一部)
	4月	30日	・ 旧六供清掃工場完成(日立連続燃焼式放射型機械炉、150t/24H×2基、昭和44/45年度事業)
	9月	24日	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行
47	4月	1日	・ 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行
	5月	1日	・ 浄化槽清掃業(し尿と同じ6社)の許可証を交付
	6月	1日	・ 不燃ごみの収集を1週1回へ変更(全市域)
	7月	1日	・ 荻窪埋立地(48,024㎡)の埋立開始(昭和60年3月埋立終了)
	1月	4日	・ 可燃ごみの収集を1週2回へ変更(全市域)
	3月	31日	・ 旧荻窪清掃工場完成(川田式連続圧縮破砕機、60t/5H×1基)
48	4月	6日	・ 旧荻窪清掃工場を供用開始
	8月	1日	・ 泉沢埋立用地借用(6,553㎡、昭和51年3月31日埋立終了)
	12月	24日	・ 荒子埋立用地借用(2,508㎡、3月埋立終了)
51	7月	1日	・ 浄化槽清掃業(関東・前橋2社)の許可証を交付(し尿業者と分離)
	7月	15日	・ 旧六供清掃工場に電気集じん機設置(排ガス処理量75,600Nm ³ /H、昭和50/51年度事業)
	12月	23日	・ 亀泉清掃工場逆送式自動機械炉解体(昭和37年度建設)
	3月		・ 下大屋埋立用地借用(1,980㎡、昭和53年3月埋立終了)
52	4月	1日	・ 機構改革により生活環境部環境整備課に改称
	7月		・ 富田埋立用地借用(1,448㎡、10月埋立終了)
	10月	12日	・ 嶺埋立用地借用(7,841㎡、昭和55年3月31日埋立終了)
	11月	30日	・ 亀泉清掃工場に三和動熱式機械化バッチ燃焼式焼却炉(12.5t/8H×4基)を建設(昭和51/52年度事業)
	3月	31日	・ 六供町下水処理場にし尿消化槽建設(処理能力150k1/日・昭和51/52年度事業)(当初の91k1/日は運転を休止し、204k1/日の能力となる)

年 度	月 日	沿 革
53	8月15日 11月 12月15日 3月25日	・荻窪清掃工場に高分子系廃棄物(プラスチック、塩化ビニール製品)焼却炉(3t/7H×1基、キンセイ産業)を設置 ・中高層住宅団地の一部に順次コンテナを設置 ・東部清掃事務所(亀泉清掃工場兼用)完成 ・旧六供コミュニティクラブ(現六供町集会所)完成
54	9月1日	・小屋原町集落排水処理施設の供用開始
55	9月1日 9月 3月30日	・下川町住宅団地排水処理施設の供用開始 ・粗大ごみ収集を電話申し込み方式(各戸訪問)により実施 ・旧六供清掃工場に廃水処理施設整備(昭和55年度事業)
56		・旧六供清掃工場ハイカロリー対策改修工事(昭和55/56年度事業)
58	8月1日	・浄化槽清掃業者(都市)許可証交付
59	11月30日	・荻窪最終処分場(第1期)及び第1水処理施設完成(昭和58/59年度事業) ・し尿の自動計量装置を設置 ・し尿投入槽の前処理機ドラムスクリーン2台、スクリュープレス2台を整備 ・亀泉清掃工場の煙突を老朽化に伴い建替 ・亀泉清掃工場に電気集じん機を設置(昭和59/60年度事業)
60	10月1日	・荻窪最終処分場(管理型・第1期)の埋立開始 ・使用済乾電池の収集をステーション持ち出し方式で開始(週1回、不燃物と同時に収集。収容容器は麻袋) ・浄化槽法施行
61	7月28日 9月1日 10月21日 11月 3月	・六供清掃工場・亀泉清掃工場焼却炉補修工事(延命化対策)(六供清掃工場の補修期間中は24時間焼却を行い、夜間は民間委託) ・新六供清掃工場建設のための基礎調査(環境アセスメント)を開始 ・六供清掃工場建設準備室発足(昭和63年4月から建設室)、職員数9名 ・六供清掃工場機種選定委員会にて焼却炉の機種(ストーカ炉)を決定 ・城南住宅団地排水処理施設完成 ・公田地区集落排水処理施設・萱野住宅団地排水処理施設完成
62	4月 7月 10月8日 1月21日 3月10日	・自治会の粗大ごみ収集を開始 ・六供町し尿処理施設内の汚泥脱水装置の遠心分離機更新 ・六供清掃工場建設事業に伴う地元六供町の住民同意取得 ・六供清掃工場の都市計画位置決定 ・し尿(浄化槽汚泥)処理施設建設工事完成(87kl/日、昭和61/62年度事業)
63	10月1日	・機構改革により清掃部清掃課・清掃事務所・清掃工場の1部3課体制となり、各清掃事務所・工場を各出張所・分場と改名しそれぞれの課に編入。
平成元	4月 6月13日 11月1日 11月1日 12月27日 3月 3月	・下増田地区集落排水処理施設完成 ・荻窪粗大ごみ処理施設、最終処分場建設事業に伴う荻窪町の住民同意取得 ・荻窪最終処分場第1水処理施設に脱水機を増設 ・圧縮梱包処理機をリースで導入し、使用開始 ・荻窪分場粗大ごみ処理施設の建築基準法第51条ただし書許可 ・清里原住宅団地排水処理施設完成 ・東部出張所に洗車排水処理施設を設置
2	4月25日 1月 3月	・「ごみ減量化対策実施委員会」設置 ・荻窪最終処分場の埋立完了部分(第1期)緑化工事を実施 ・荻窪最終処分場拡張整備事業(第2期・10,600㎡)と第3水処理施設(400㎡/日)竣工(平成2年度事業)、第2水処理施設(300㎡/日)休止
3	4月 6月 7月 9月 9月 10月1日 10月1日	・清掃事務所を清掃業務課、清掃工場を清掃施設課と名称変更し、各出張所を事務所、各分場を工場と変更 ・荻窪最終処分場(第2期)の埋立開始 ・ドラム缶による空きびんカレットの拠点回収を開始 ・六供温水プール・コミュニティクラブ竣工(平成2/3年度事業) ・六供清掃工場竣工(昭和63～平成3年度事業) ・住宅団地のコンテナによるごみ収集廃止 ・六供清掃工場、六供温水プール竣工式

年 度	月 日	沿 革
	10月20日 12月26日 3月 3月	・第1回前橋リサイクルデー開催(銀座イベント広場) ・第一次し尿処理業合理化事業計画(平成3～4年度)群馬県承認 ・荻窪最終処分場第3水処理施設増設工事竣工(400m³/日増設) ・荻窪清掃工場粗大ごみ処理施設竣工
4	4月 5月16日 11月1日	・清掃課環境衛生係を清掃啓発係に名称変更 ・荻窪清掃工場粗大ごみ処理施設竣工式 ・第2回前橋リサイクルデー開催(六供清掃工場、以降毎年実施) 平成28年度まで ※前橋リサイクルデー(平成3～7年度)、前橋リサイクルまつり(平成8～23年度)、まえばし3Rまつり(平成24年度)、リユース宝市(平成25～28年度)
5	4月 6月 9月 11月 11月 11～12月 3月	・「前橋市廃棄物処理及び清掃に関する条例」及び「同規則」を全部改正し、4月1日より施行(但しごみ処理手数料の改正は6月1日より適用 100円/10kg) ・ガラスびん・空き缶分別収集をモデル地区(10地区・5,000世帯)で実施 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会を発足 ・上増田地区集落排水処理施設完成 ・冷蔵庫の冷媒用フロンガスの回収を開始 ・ごみと生活排水に関する市民、事業所アンケートを実施 ・荻窪最終処分場施設整備(第3期)工事完成(平成4/5年度事業)、第3水処理施設に汚泥脱水機設置(平成4年度事業)
6	4月 4月 6月 6月 6月 7月 10月 3月 3月	・荻窪最終処分場(第3期)の埋立開始 ・清掃業務課に地域し尿処理施設係を新設 ・焼却灰、ペット砂の戸別収集開始 ・週休2日制の導入(一部収集地域で収集日を変更) ・ガラスびん・空き缶分別収集をモデル地区(桂萱地区・駒形町)に、環境美化推進員(廃棄物減量等推進員)を配置。7月より活動開始 ・桂萱地区・駒形町をモデル地区とし、概ね13,000世帯にて従来の不燃物収集の形態を変更、不燃ごみと交互に、隔週で空きびん・空き缶分別回収を開始 ・大室地区集落排水処理施設完成 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画(H7～H21年度)」策定 ・市有施設コンテナごみ収集の廃止
7	8月 10月 2月 2月 3月 3月 3月	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に「一般廃棄物処理に係る適正負担のあり方及び事業系ごみの減量化、適正排出について」諮問 ・ガラスびん・缶分別収集モデル地区(岩神町一～四丁目)実施、同地区に環境美化推進員を配置 ・可燃ごみ、不燃ごみ収集担当の一元化と収集地区(町)の集合化を図るため、直営及び委託の収集担当区域を見直し。ごみ収集曜日を全市的に変更 ・小規模事業所アンケートの実施 ・荻窪清掃工場びん選別施設完成 ・前橋水質浄化センター汚泥溶融施設完成 ・ドラム缶による空きびんカレットの拠点回収事業終了(ガラスびん・空き缶の全市域分別収集実施に伴う)
8	9月 10月 10月 11月 11月11日 12月 12月26日	・環境美化推進員を委嘱(全市域) ・前橋市分別収集計画策定 ・ガラスびん・空き缶分別収集を実施(全市域) ・廃エアコンの冷媒用フロンガスの回収を開始 ・第二次し尿処理業合理化事業計画(平成9～11年度)の県承認 ・5kg以下のプロパンガスボンベ及びアウトドア用ガスボンベの電話予約による戸別収集開始 ・荻窪町自治会との覚書締結(開発基本構想の承認)
9	4月1日 4月 4月 6月～7月 9月～3月 3月	・容器包装リサイクル法本格施行(ガラス製容器、ペットボトルを対象) ・第二次し尿処理業合理化計画に基づき山王町、山王町一・二丁目のごみ収集運搬を民間委託 ・一般廃棄物処理手数料の改正(消費税率の改正に伴う改正 100円→110円/10kg) ・環境美化推進員研修会意見交換会(地区別開催、延14回) ・ごみ収集指定袋導入に伴う説明会の実施 ・六供し尿処理施設建設工事完成

年 度	月 日	沿 革
10	4 月 4 月 4 月 7 月 7 月 7 月 26 日 10 月 1 日 10 月	・荻窪地区整備推進室発足(職員数 3 名、平成16年 3 月まで) ・第二次し尿処理業合理化計画に基づき公衆便所の清掃72か所を民間委託 ・代替フロンガスの回収を開始 ・前橋市指定袋(家庭ごみ用)制度導入 ・危険ごみ分別収集開始 ・環境美化推進員研修会・意見交換会(全市対象、以降毎年実施) ・スプレー缶・カセットボンベ・ライターを危険ごみとし、資源ごみ収集日に黄色のコンテナで分別収集開始 ・ペットボトル分別収集開始
11	4 月 1 日 4 月 1 日 4 月 4 月 7 月 29 日 3 月 31 日	・機構改革により環境対策課の環境啓発係とリサイクル推進係を清掃業務課に移管、啓発リサイクル係とし、清掃業務課管理係を管理係と業務係に分割 ・地域し尿処理施設のうち、農業集落排水処理施設の維持管理を農村整備課へ移管 ・第二次し尿処理業合理化計画に基づき清里地区のごみ収集運搬を民間委託 ・新最終処分場建設に伴う環境評価及び施設整備基本計画策定業務委託 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・公共下水道への接続に伴い、清里前原住宅排水処理施設を廃止
12	4 月 1 日 4 月 1 日 6 月 29 日 9 月 1 日 10 月 11 月 6 日 1 月 29 日 2 月 28 日 3 月 27 日	・容器包装リサイクル法完全施行(プラスチック製容器包装を追加) ・地域し尿処理施設使用料を下水道使用料と同額に改正(1.5→1.0倍) ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申 ・ペットボトル選別処理施設運転開始 ・前橋市最終処分場地元住民(荻窪町・小坂子町)建設同意 ・亀泉清掃工場生活環境影響調査結果報告書縦覧(12月 5 日まで) ・「桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合と前橋市との間におけるごみ処理に関する協定」を締結 ・南部清掃事務所管理棟全面改築完成 ・前橋市と高崎市ほか 4 町村衛生施設組合との間における「一般廃棄物の相互処理に関する協定」を締結
13	4 月 1 日 4 月 1 日 4 月 1 日 4 月 1 日 4 月 6 月 8 月 6 日 11 月 12 月 1 月 2 月 2 月 3 月 18 日	・家電リサイクル法本格施行 ・ごみ処理手数料の改正(110円→150円/10kg) ・不燃ごみ収集を隔週 1 回から週 1 回に拡充 ・廃プラベールの再商品化開始(平成15年度まで) ・高崎広域の不燃ごみ(冷蔵庫)受入(4 月のみ) ・大胡町他 3 村クリーンセンターの可燃ごみ受入(6 月のみ) ・前橋市最終処分場建設に伴う生活環境影響調査報告書を縦覧(9 月 5 日まで) ・六供清掃工場特定 4 部位試験焼却、肉骨粉試験焼却 ・亀泉清掃工場16時間運転(平成14年11月まで) ・桐生広域清掃センター、藤岡市清掃センターへ可燃ごみ処理依頼(3 月まで) ・民間処理業者 3 社へ可燃ごみ処理委託(3 月まで) ・大胡町他 3 村クリーンセンターへ可燃ごみ処理依頼(3 月まで) ・肉骨粉の焼却処理委託(平成15年 4 月まで)
14	4 月 4 月 5 月 11 月 12 月 12 月 2 月 3 月 14 日 3 月 25 日	・広域 4 町村のペットボトル選別処理を受託開始(平成 1 7 年度まで) ・MDI 缶(特定フロン含有製剤等)処理委託開始 ・六供清掃工場布団類焼却開始 ・桐生広域清掃センターへごみ処理依頼(11月のみ) ・荻窪清掃工場廃プラベールラッピング運転開始 ・亀泉清掃工場 1・2 号炉休止、新炉試運転開始 ・亀泉清掃工場岩本式焼却炉及び固定炉解体 ・亀泉清掃工場ダイオキシン類削減対策工事完成(平成13/14年度事業) ・六供清掃工場ダイオキシン類削減対策工事完成(平成13/14年度事業)
15	4 月 22 日 8 月 4 日 12 月 19 日 12 月 22 日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみ有料化の導入について」諮問 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会が「家庭ごみ有料化の導入について」答申 ・前橋市最終処分場(貯留施設・浸出水処理施設)完成(平成13～15年度事業) ・荻窪清掃工場東門開通

年 度	月 日	沿 革
	12月25日 2月 2月13日 3月15日 3月15日 3月23日	・温水利用健康づくり施設「あいのやまの湯」及び前橋市最終処分場竣工式 ・家庭ごみ有料化の導入見送り ・第三次し尿処理業合理化事業計画（平成16年度）の県の承認 ・六供清掃工場灰梱包設備及び灰袋積込棟完成 ・六供清掃工場、亀泉清掃工場、荻窪清掃工場焼却灰等袋詰め開始 ・前橋市最終処分場埋立開始
16	5月3日 5月26日 6月 9月 10月1日 10月1日 10月24日 10月 12月1日 12月5日 12月5日 12月10日 1月28日	・月、火曜日の休日収集開始 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会で新たに実施するリサイクル推進施策を審議 ・プラ容器分別収集の住民説明会実施（9月まで・239回） ・天然ガスごみ収集車購入 ・分別方法の変更によりプラ容器、廃蛍光管等の分別収集開始 ・プラ容器以外のプラスチックを可燃ごみとして焼却開始 ・有価物の拠点回収開始 ・廃蛍光管の処理委託開始 ・荻窪清掃工場プラ容器処理設備稼働開始 ・大胡町、宮城村、粕川村を編入合併、収集は従来体制を維持 ・町村合併により大胡クリーンセンター、大胡衛生センターが前橋市の所管に ・六供清掃工場高圧復水器更新工事終了 ・荻窪清掃工場プラ容器処理設備改修工事終了
17	4月1日 4月1日 4月1日 5月23日 8月23日 8月 10月 11月1日 11月 1月 2月1日 2月28日	・大胡・宮城・粕川地区の自己搬入ごみを亀泉・荻窪清掃工場でも受入開始 ・朝倉町一〜四丁目、広瀬町一〜三丁目、三俣町一〜三丁目のごみ収集運搬を民間委託 ・中間処理後のペットボトルを指定法人引き渡しから民間事業者売却へ変更 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・六供清掃工場蒸気タービン改修工事終了、定格出力増加(1,800kw→1,889kw) ・ごみ収集車の軽油代替燃料による試験走行を開始(21年4月休止) ・まえばし子ども探検隊「ごみのゆくえをさぐる」のビデオ完成 ・紙リサイクル庫の設置(東部・西部・南部清掃事務所及び大胡クリーンセンター) ・プラ容器分別後のごみ量変化報告会実施(2月まで・20回) ・大胡・宮城・粕川地区のごみ分別変更住民説明会実施(2月まで・54回) ・紙リサイクル庫の増設(児童文化センター・市民体育館) ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
18	4月1日 4月1日 4月1日 4月1日 7月 10月9日	・大胡・宮城・粕川地区のごみ分別収集方法を旧前橋地区と統一 ・大胡・宮城・粕川地区と総社・清里・南橋(一部)地区の不燃・粗大ごみ搬入先変更 ・富士見村で収集した空き瓶と危険ごみの選別処理業務を荻窪清掃工場で開始 ・収集した空き缶の一部(400t)を富士見クリーンステーションへ移送開始 ・紙リサイクル庫の増設(3月まで・南橋公民館他10箇所) ・荻窪清掃工場で収集した中古家具の配布を開始
19	4月1日 4月 5月 7月 7月 9月 1月 2月 3月31日	・富士見クリーンステーションへ移送する収集後の空き缶を年間550 tへ増量 ・環境をテーマに市政懇談会を開催(10月まで・23地区) ・新清掃工場の建設候補地を下増田町地内とすることについての内部意思決定 ・清掃車両有料広告掲載を開始 ・紙リサイクル庫の増設(3月まで・前橋保健センター他9箇所) ・紙リサイクル10万人キャンペーンの実施(応募期間9/1〜10/31、応募総数5,568通) ・わが町リサイクル庫設置補助制度の創設(平成22年度まで) ・手づくりアイデアマイバッグ展の開催(2/22〜24、前橋プラザ元気21) ・東部清掃事務所を西部清掃事務所に統合、事務所・車庫等を亀泉清掃工場へ移管
20	4月 9月 11月13日 2月6日	・下増田町清掃工場設置対策委員会の設立 ・紙リサイクル10万人キャンペーンの実施(応募期間9/1〜11/30、応募総数7,314通) ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・新清掃工場整備検討委員会の設置

年 度	月 日	沿 革
21	4 月 1 日	・中核市へ移行 スズメバチ駆除業務を保健所へ移管
	4 月 1 日	・清掃業務課の名称をリサイクル推進課に改め、新たに廃棄物対策課・清掃施設建設準備室を設置
	4 月 1 日	・選別処理施設（大渡町）で中間処理後のペットボトルを民間事業者売却から指定法人引き渡しへ変更
	5 月 5 日	・富士見村を編入合併、収集は従来体制を維持
	5 月 5 日	・合併により富士見クリーンステーション、富士見衛生センターが前橋市の所管に
	5 月 19 日	・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」答申
	6 月 30 日	・萱野住宅団地排水処理施設稼働停止
	10 月	・新清掃工場環境影響評価方法書の公告、縦覧、施設整備基本構想を策定、説明会を実施
	12 月 12 日	・新清掃工場整備検討委員会専門部会の開催（第 1 回、以降 4 回開催）
	2 月	・富士見地区プラ容器分別説明会実施（32回）
	3 月 31 日	・富士見衛生センター稼働停止
22	4 月 1 日	・ごみ処理手数料の改正（150円→180円／10kg）
	4 月 1 日	・富士見地区プラ容器分別収集開始
	10 月 1 日	・古紙分別収集モデル事業を開始
	11 月	・新清掃工場施設整備基本計画を策定、周辺地区説明会を実施
	3 月 11 日	・東日本大震災発生
	3 月 14 日	・電力供給逼迫により計画停電実施（4 月 8 日まで）
23	4 月 1 日	・リサイクル推進課の名称をごみ減量課に啓発推進係をごみ減量係にそれぞれ改める。
	4 月 1 日	・前橋市こんにちは収集事業開始
	4 月 1 日	・粗大ごみ収集運搬・処分業務の民間委託開始
	6 月 27 日	・清掃工場周辺における放射線量の測定を開始
	7 月 1 日	・電気事業法第 2 7 条に基づく電気の使用制限実施（9 月 9 日まで）
	7 月 4 日	・清掃工場等における焼却灰等の放射能濃度の測定を開始
	8 月	・し尿及び浄化槽汚泥処理を民間処理業者へ委託
	10 月	・新清掃工場環境影響評価準備書の公告、縦覧、説明会を実施
	1 月 1 日	・放射性物質汚染対処特別措置法施行
	3 月	・新清掃工場整備計画を凍結
	3 月 31 日	・大胡衛生センター稼働停止
24	4 月 1 日	・清掃施設建設準備室の名称を清掃施設計画室に改める。
	10 月 1 日	・古紙分別収集を全市域で開始
	1 月 22 日	・東日本大震災で発生した岩手県宮古地区の災害廃棄物の広域処理を開始（平成25年8月6日まで） （平成 2 6 年 3 月 1 2 日、環境大臣が市長に感謝状を授与）
	3 月	・清掃施設整備方針を既存施設の有効活用を図る延命化に決定
25	4 月 1 日	・南部清掃事務所を西部清掃事務所に統合
	4 月 1 日	・小動物死体収集運搬業務の民間委託開始
	4 月 1 日	・清掃施設計画室の名称を清掃施設整備室に改め、清掃施設課内に設置
	9 月 11 日	・大胡クリーンセンターにおいて農集排汚泥肥料の焼却開始（平成 2 6 年 3 月まで）
	10 月 1 日	・使用済小型家電の拠点回収開始
	2 月	・豪雪災害による災害廃棄物の受け入れ（平成 2 7 年 3 月まで）
26	4 月 1 日	・古着分別収集開始
	5 月 23 日	・六供清掃工場延命化に係る発注仕様書の作成に着手（平成26年度・平成27年度債務負担行為）
	7 月 1 日	・前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行
	9 月 1 日	・廃食用油拠点回収開始
	9 月 1 日	・前橋市再生資源事業協同組合及び前橋市一般廃棄物処理事業協同組合と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定を締結
	10 月	・茨城県南部地震に伴う災害ごみ（瓦）を受入れ
	10 月 31 日	・わが町リサイクル庫設置補助制度廃止
	11 月 17 日	・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問
	2 月 1 日	・在宅医療用注射針拠点回収及び処理開始
	2 月 1 日	・インクカートリッジ拠点回収開始
	3 月 13 日	・六供清掃工場延命化に係る環境影響調査を実施
	3 月 31 日	・前橋市環境保健地区組織連合会 解散

年 度	月 日	沿 革
27	4月1日 4月13日 6月17日 8月20日 9月25日 2月9日 3月7日	・前橋市地域環境活動推進懇談会 設置 ・六供清掃工場において展開検査を毎日実施 ・突風による災害廃棄物の受け入れ ・六供清掃工場に搬入される一般廃棄物収集に係る古紙のリサイクルを実施 ・六供清掃工場延命化工事入札公告 ・荻窪清掃工場において展開検査を毎日実施 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」 答申
28	4月1日 4月1日 6月23日 3月31日	・有価物集団回収における使用済小型家電回収開始 ・公衆便所清掃のうち115か所を民間委託開始 ・六供清掃工場延命化工事開始（平成28～31年度債務負担行為） ・前橋市地域環境活動推進懇談会 廃止
29	4月1日 4月1日 6月1日 6月 8月8日 9月5日 12月1日 12月	・清掃施設課清掃施設整備室を課として再編成 ・新堀町西住宅団地排水処理施設を市へ移管 ・資源・ごみ分別アプリ配信開始 ・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託（12月まで） ・前橋市最終処分場施設整備方針を策定 ・前橋市新最終処分場整備検討委員会設置 ・新最終処分場建設候補地を一般公募（～3月20日） ・六供清掃工場延命化工事（3号炉入れ替え工事終了）
30	4月 6月 11月 3月31日	・新最終処分場建設候補地に9か所から応募 ・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託（10月まで） ・六供清掃工場延命化工事（2号炉入れ替え工事終了） ・有価物集団回収における使用済小型家電回収終了
令和元	4月 6月 8月1日 10月20日 11月5日 3月4日 3月6日 3月31日	・公衆便所清掃の委託事務を公園管理事務所へ移管 ・延命化工事期間中の可燃ごみ処理の一部を桐生市に委託（7月まで） ・新最終処分場建設候補地の応募9か所から3か所を選定（一次選定） ・台風19号災害派遣 5日間 1名（茨城県大子町）（～10月24日） ・台風19号災害派遣 12日間延べ32名（栃木県佐野市）（～11月30日） ・新最終処分場建設候補地の一次選定3か所から1か所（小坂子町字別所地内ほか）を選定（二次選定） ・六供清掃工場延命化工事終了（1号炉入れ替え工事終了、平成28～令和元年度事業） ・前橋市新最終処分場基本構想を策定 ・亀泉清掃工場・大胡クリーンセンター閉場
2	4月1日 7月10日 7月 10月1日 10月30日 12月24日 3月29日 3月30日 3月30日 3月31日	・六供清掃工場において自己搬入可燃ごみを受入開始（可燃2工場閉場のため） ・前橋市新最終処分場整備に係る第1回地元説明会開催 ・前橋市新最終処分場基本計画策定業務に着手（令和2～4年度債務負担行為） ・六供町、六供町一・四丁目、南町一～四丁目のごみ収集運搬を民間委託 ・前橋市廃棄物減量等推進審議会に前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて諮問 ・桐生市と伊勢崎市との「一般廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定」を締結 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画の見直し」 答申 ・「前橋市一般廃棄物処理基本計画」改訂 ・「前橋市災害廃棄物処理計画」策定 ・浄化槽処理促進区域を指定（上佐鳥町、朝倉町、礪島町、亀里町、鶴光路町及び宮地町の一部）
3	5月25日 8月	・小坂子町自治会から新最終処分場整備に関する協議開始の同意書提出 ・新最終処分場整備に係る測量及び地質調査業務開始（～令和4年3月）
4	4月1日 3月	・ごみ減量課と清掃施設整備室をごみ政策課とごみ収集課に再編 ・前橋市新最終処分場基本計画を策定